

令和3年9月1日

保護者の皆様へ

日野市子ども部保育課

「緊急事態宣言」の期限延長を踏まえた対応について

日頃より日野市保育行政にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
また、保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただき感謝申し上げます。
政府は、東京都に発出している新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言について、9月12日まで期限を延長することを決定しております。
保育園については、厚生労働省や東京都から保育園の休園や登園自粛などの指示や通知がなく、原則開所するとされていることから、**感染防止対策を一層強化徹底し、引き続き開園しております。**
つきましては、今後保育所等をご利用いただく際の対応について、次のとおりお知らせいたします。

記

1. 保育所等の開閉所について

市内の保育所等については、今までどおり**開所**とします。

なお、園児や職員が新型コロナウイルスに感染した場合、保健所の指導や調査結果によっては、感染拡大防止のため、一部や全部を急遽臨時休園せざるを得ない場合があることをご承知おきください。日頃より就労先等と相談し、備えていただきますようお願いいたします。各施設でできる限りの対策は講じますが、一定の感染リスクがどうしても避けられない場合があることを理解したうえで保育所等を利用していただくようお願い申し上げます。

また、罹患した園児の兄弟姉妹が別の保育所等に在籍している場合には、感染拡大防止のため、その兄弟姉妹についても、保健所の指導に基づき、お休みくださるようお願いいたします。

2. 保護者の皆様にご協力いただきたいことについて

保育環境を守り、維持する観点から、原則保護者の皆様におかれましては、次の点についてご協力いただき、**保育所等が臨時休園することなく、皆様が必要としている保育が常に利用できるよう、保育所等と連携し、引き続き感染拡大防止策や予防対策に努めてくださいますようお願いいたします。**

- (1) 園児に発熱や咳、鼻水や喉の痛みの症状があるなど、体調に異変がある場合は、無理をせず、速やかに医療機関を受診し、医師の指示を仰いでください
- (2) 園児が保育所等へ登園する際には、登園前に検温するなど、園児の健康管理を保育所等と連携して実施してください
- (3) 送迎の際のお願い
 - ・手指消毒、マスクを着用し、会話は控えてください
 - ・送り迎えの支度は、他の保護者や園児と接触しないように速やかに行ってください

(4) 園児、保護者・同居家族等がPCR検査を受けることになった場合

①PCR検査を受けることが分かった時点で保育所等へ連絡してください

(検査を受けることになった理由や現在の症状などをお聞きする場合があります)

②園児が登園している場合には速やかにお迎えをお願いします

(その際、万が一の場合に備え室内ではなく、玄関もしくは園舎の外にて園児の引渡しを行います)

③検査結果が出るまで園児の登園は控えていただくようご協力をお願いいたします

④検査結果が出た際は速やかに保育所等へ連絡してください

(陰性の場合でも、同居家族等の体調が良好になるまで登園を控えていただくようご協力をお願いいたします)

⑤検査の結果、陽性の場合、保健所の指導に従ってください

(園内での感染拡大防止のため、個人情報に最大限配慮しながら状況を掲示等でお知らせすることをご理解ください)

※施設内の消毒実施のお知らせ……施設内で濃厚接触者および新型コロナ陽性者など連絡を受けた際は、状況の判断で施設内の消毒を実施する場合がありますのでご了承ください